

社会福祉施設における食品加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9～10	給食室の電動型フードスライサーでキャベツを切っている時、フードスライサーの先端にキャベツが詰まってしまい、詰まったキャベツを取り除く為のレバー（一度破損した為、業者により修理してあった）を上げようとし、破損させてしまい、右手で押し込んだ際に中指先端を回転している刃で負傷した。	50～49	30～
4	13～14	施設外就労先の豆腐工場内にて、機械洗浄の作業中、豆計量機のスイッチを切り忘れ、労働者の不注意により危険箇所へ右手を入れてしまい、右手示指・中指の末節部を切断した。	35～29	10
4	12～13	調理室でおやつ調理の為、人参をブレンダーにかけた後、本体から刃のついた接続部分を外そうとした際、電源プラグを抜く前に取り外し作業をしてしまい本体スイッチボタンに誤って触れて、回転した刃に巻き込まれ右手中指を被災した。	31～29	10
7	11～12	当社営業所サービス施設厨房にて昼食調理中、食器等を洗っていた際にブレンダーを洗浄中に誤って、ブレンダーの電源スイッチをONにしてしまい、回転する刃で左人差し指と中指を負傷した。	57～29	10
10	11～12	厨房内の作業場で切り込み作業中、フードプロセッサーで使用方法の誤りにより左中指を負傷した。 ※使用方法 正) スwitchをoffにする→完全に止まってからカバーを外す→中にある刻んだ野菜を取り出す。 誤) スwitchをoffにした時に、完全に止まる前にカバーを外した為に中のディスク刃で左中指を負傷。	48～99	50
10	8～	パン工房厨房にて、パン生地を平たく伸ばす作業をモルダーという機械を使って行っていた。 機械に投入した生地にゴミの付着を確認し取り除こうと手を差し出したところ、機械に右手第3、4、5指を巻き込まれてしまい右手第3、4、5末節骨の骨折、同じ	37～	1

	9	く右手第3、4、5指の腹部分を裂傷してしまう。原因としては、不注意で生地投入口から右手を入れてしまった事と、機械に緊急停止装置がなかった事、また安全管理運用マニュアルが当設備になかった事があげられる。	9
11	10 ～ 11	厨房作業場で電動ネギカッターでネギカット中、ネギの挿入口に左手第3指を規定よりも奥に入れ過ぎ、中指先端を斜めに約1cm程切断する。	30 46 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html